

農業土木工事 品質管理基準

新旧赤書き入り

平成30年4月

宮崎県農政水産部

農業土木工事情質管理基準

農業土木工事の留意事項

第1節 適用

農業土木工事情質管理基準は、宮崎県農政水産部が発注する工事（以下「工事」という。）に係る、品質管理基準について定めたものである。なお、品質管理基準工種番号1～33については県土整備部「品質管理基準」を適用するものとするが、以下の工種については、農政水産部独自の取り扱いがあることから、農業土木工事情質管理基準を適用するものとする。

また、水産庁所管の港湾工事及び水産施設工事については、県土整備部「品質管理基準」を適用するものとする。

【農業土木工事情質管理基準を適用する工種】

- 4 下層路盤
- 5 上層路盤
- 6 アスファルト安定処理路盤
- 7 セメント安定処理路盤
- 8 アスファルト舗装
- 21 道路土工

農政水産部独自の取り扱いの部分については<農政独自>と表示しているため、留意されたい。

5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。		○		
			鉄鋼スラグの 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用す る。	○		
			骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。			○	
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土木工用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。		○	
			鉄鋼スラグの 呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用す る。		○	
			鉄鋼スラグの 水浸膨張性試 験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用す る。		○	
			鉄鋼スラグの 一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS・水硬性粒度調整鉄鋼スラグに 適用する。		○	
			鉄鋼スラグの 単位容積質量 試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用す る。		○	
			その他	粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再 生骨材を使用した再生粒度調整に適 用する。		○
				硫酸ナトリウ ムによる骨材 の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。			○
施工	必須	現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 494 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下 の場合のみ適用で きる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾 燥密度の93%以上を満足するものと し、かつ平均値について以下を満足す るものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合 は3個の測定値の平均値X3が規格値 を満足するものとするが、X3が規格値 をはずれた場合は、さらに3個のデー タを加えた平均値X6が規格値を満足 していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場 合(維持工事を除く)は、1工事あたり3 個(3孔)以上で測定する。 1,000m ² につき1個。但し、3,000m ² 未 満の工事は1工事あたり3個以上。 <農政独自> 施工面積500m ² 未満については、測 定個数について監督員と協議すること。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足しなけれ ばならない。また、10個の測定値が4得 がたい場合は3個の測定値の平均値 X3が規格値を満足していなければなら ないが、X3が規格値をはずれた場合 は、さらに3個のデータを加えた平均値 X6が規格値を満足していればよい。				
		粒度(2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m ² あるいは使 用する基層及び表層用混合物の総使 用量が3,000t以上の場合が該当する。				
		粒度(75 μm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 1回~2回/日 異常が認められたとき。					
		ブルーフロー リング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		上層路盤仕上げ後、全幅、全区間に ついて実施する。 ブルーフローリングを行った結果、不良 箇所が合った場合は、ベンゲルマン ビームによりたわみ量を測定する。	たわみ量の目標値は2mm以内とする。 <農政独自> ※大型車の通行のない道路区分につ いては、実施しない。但し、監督員の 指示があった場合は、この限りではな い。 道路区分については、監督員に確 認を行うこと。				
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用す る。			
土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205		塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。						
含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	観察により異常が認められたとき。						

6	アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる						
7	セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-38	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	安定処理材に適用する。		
				骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	施工前、材料変更時	アスファルト舗装に適用する。	○	
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	施工前、材料変更時			
		施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	1回~2回/日			
				粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	異常が認められたとき。			
				現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185、191、砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 1,000m ² につき1個。但し、3,000m ² 未満の工事は1工事あたり3個以上。 <農政独自> 施工面積500m ² 未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。						
		セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	異常が認められたとき(1~2回/日)					
8	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	

「7セメント安定処理路盤」は、国は中規模以上の工事限定。
県工事の場合、施工規模での分別は要が不明。

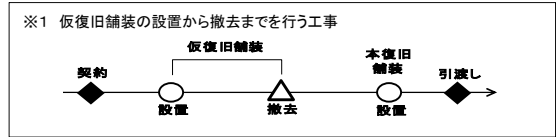
その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3.4%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○

	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○		
プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数 施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> 国交省に準じた改定 ・アスファルト混合物取扱要領における技術センターの配合設計承認ではプラントの品質管理を確認しないため、工事毎に試験結果の提出は必要。 </div>		
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時 施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。		アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動剥離性の確認	○		
	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩擦剥離性の確認	○		

舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	<p>【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上</p> <p>【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上</p>	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²あたり1個で測定する。</p> <p>・1工事あたり3,000m²を超える場合は、40,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。</p> <p>〔例〕 -3,001~10,000m²-10個 -10,001m²以上の場合は、10,000m²毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 -例えば12,000m²の場合、6,000m²×1ロット毎に10個、合計20個</p> <p>なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。</p> <p>1,000m²につき1個。但し、3,000m²未満の工事は1工事当たり3個以上。</p> <p><農政独自> 施工面積500m²未満については、測定個数について監督員と協議すること。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p> <p>測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)</p> <p><農政独自> ・仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事(※1)においては、監督員との協議により、仮舗装の品質管理のうち現場密度の測定を省略可能とする。</p> <p>ただし、仮復旧舗装の状態で引渡しを行う場合は省略できない。仮復旧舗装については現場密度の測定を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。</p>
		温度測定(初転圧前)(初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	

仮復旧舗装を行う場合は、仮復旧舗装状態で引渡しを行うかどうかに関わらず現場密度の測定は省略とする。現場の実態に合わせて改定。

※<農政独自>



21 20 道路 土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	盛土量500m³以上の路体・路床工事に適用する。 当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	路床盛土は、盛土量500m³以上の工事に適用する。 切土路床は、面積500m²以上の工事に適用する。 当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体・当初及び土質の変化した時。 ・路床・含水比の変化が認められた時。	
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土の三軸圧縮試験	地盤材料土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土のせん断試験	地盤材料土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	<p>最大粒径$\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径$> 53\text{mm}$: 鋪装調査・試験法 便覧[4]-185 494 突砂法</p> <p>【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 10\%$または飽和度S_rが$85\% \leq S_r \leq 95\%$。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。</p> <p>・路体: 最大乾燥密度の85%以上 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上 その他、設計図書による。</p>	<p>路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。</p> <p>盛土量500m³以上の路体・路床工事に適用する。 路体は、1,000m³につき1回。 路床は、500m³につき1回の割合で行う。 但し、土量が5000m³未満の工事は1工事当たり3回以上、1000m³未満の工事は1回以上。</p>	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			

		<p>または、「RTI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</p> <p>【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。</p>	<p>盛土量500m³以上の路体・路床工事に適用する。</p> <p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下、下表に示す。 ・500m²未満: 5点 ・500m²以上1000m²未満: 10点 ・1000m²以上2000m²未満: 15点</p>	<p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	
		<p>または、「ITS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 2 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>		
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	<p>・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p>	
	<農政独自>たわみ確認		<農政独自>路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。※大型車の通行のない道路区分については、監督員に確認を行うこと。	<p>・確認試験である。 ・但し、<農政独自>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p>	
その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1箇所割で行う。	<p>・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。</p>	
	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティーが悪いとき。	確認試験である。
	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所、箇所について実施	確認試験である。

3536ため池 堤体工	材 料 の 他	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。							
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。								
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。								
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。								
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。								
施 工 必 須	現場密度の測定		最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の95%以上。又は設計図書に示された値。	施工延長40mまでは、2測点。さらに40m毎に1測点追加する。また、盛土高1.5mに達する毎に行う。堤体横断方向に1測点につき3回以上測定すること。 盛土幅が狭い場合は、監督員と協議し、測定方向を決定すること。 取水工および底樋などの施工により、現況堤体を掘削する場合は、90cm毎に2点行う。堤体横断方向に1点につき、3回以上測定すること。 【堤体部について】 施工延長80mまでは1測点。さらに80m毎に1測点追加する。(例:85mでは2測点)なお、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙1図1・2を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。 【取水口・底樋などの施工により、現況堤体を掘削する場合について】 1測点とし、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙2図3・4を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく供試体の現場密度が最大乾燥密度の90%を下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の95%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(m²)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m ²)	0~500	500~1000	1000~	測定点数	5	10	15	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする
		面積(m ²)	0~500	500~1000	1000~									
測定点数	5	10	15											
	「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。											
他 そ の		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	モニタリングのための試験である。								
		コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	モニタリングのための試験である。								

3637水路工 (管水路) ①土工及び 管布設	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。			
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1210 A・B法	締固めⅠ 最大乾燥密度の85%以上 締固めⅡ 最大乾燥密度の90%以上 上記によらない場合は特記仕様書による	必要に応じて。	<ul style="list-style-type: none"> 基礎(砂基礎等)及び埋戻し等 管径600mm以上のとう性管に適用する。 管径600以下については、以下のとおりとする。 基礎材の密度試験は、左図の通りとする。するが、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。 施工条件により密度試験が実施できない場合には、監督員との協議のうえ試験施工を品質管理とすることができる。ただし、受注者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 舗装道路下の場合の路体、路床、埋戻部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。 			
締固め度			$\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$	施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は別紙3を参照。下図を標準とする						
漏水試験				圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う				
3637水路工 (管水路) ②路体、路床			材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
					土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
					土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
					土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
					土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
					土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
					土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
	土の圧密試験	JIS A 1217			設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
	土のせん断試験	土質試験の方法と解説			設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
	土の透水試験	JIS A 1218			設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			

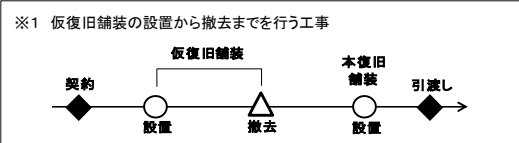
	施工	必須	現場密度の測定	<p>最大粒径$\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径$> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 191 突砂法</p>	<p>・路体: 最大乾燥密度の90%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の95%以上。 その他、設計図書による。</p>	<p>施工延長200m毎に1回測定する。</p>	<p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする</p>		
<p>3637水路工(管水路) ③④下層路盤</p> <p>※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「4 下層路盤」に準ずる。</p>	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	<p>粒状路盤: 修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方.....20cm 東北地方.....30cm その他の地方.....40cm</p>	<p>土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。</p>			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<p>土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。</p>			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	<p>土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。</p>	・鉄鋼スラグには適用しない。		
	材料	必須	鉄鋼スラグの水膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時			
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法、最大粒径が53mm以下の 場合のみ適用できる。 舗装調査・試験法 便覧 [4]-194	<p>【車道部】 最大乾燥密度 γ_{dmax} の93%以上かつ X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上</p> <p>シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上</p> <p>【歩道部】 最大乾燥密度 γ_{dmax} の85%以上</p>	<p>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m²あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 1,000m²につき1個。但し、3,000m²未満の工事は1工事あたり3個以上。</p>	<p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・歩道部であっても、車両乗入部舗装を行っている部分は、車道部の規格値を適用する。</p>	<p>舗装設計施工指針P135表-6.4.4「品質の標準検査方法」の「検査」のためのサンプリングに基づき、1,000m²につき1個、1ロット3個以上とする。 下層路盤、上層路盤について同様の改定とする。</p>		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		異常が認められたとき。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		異常が認められたとき。	・確認試験である。		

3637 水路工 (管水路) ④③ 上層路盤 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「5 上層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○		
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。			○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラッグには適用しない。		○	
			鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。		○	
			鉄鋼スラッグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。		○	
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	12Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。		○	
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。		○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。		○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。			○
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	4,000m ² につき1個、但し、3,000m ² 未満の工事は1工事当たり3個以上。 ＜農政独自＞ 施工面積500m ² 未満については、測定個数について監督員と協議すること。 ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならず、また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならず、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。				
		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事:1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。				
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事:異常が認められたとき。					
その他		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。					
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。					

<p>3637 水路工 (管水路)</p> <p>⑤.4 アスファルト舗装</p> <p>※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「8 アスファルト舗装」に準ずる。</p>	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 	○
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
				フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3.4%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
				フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石: 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下	施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○

プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 ・印字記録の場合: 全数 ・施工前、材料変更時 ・生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 国交省に準じた改定 ・アスファルト混合物取扱要領における技術センターの配合設計承認ではプラントの品質管理を確認しないため、工事毎に試験結果の提出は必要。 </div>	○
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時 施工前、材料変更時 生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定する。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) →3,001~10,000m ² : 10個 →10,001m ² 以上の場合: 10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 →例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /4ロット毎に10個、合計40個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 ・4,000m ² につき4個。但し、3,000m ² 未満の工事は1工事あたり3個以上。 <農政独自> 施工面積500m²未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・橋面舗装はコア採取しないでAs含量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 <農政独自> ・仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事(※1)においては、監督員との協議により、仮舗装の品質管理のうち現場密度の測定を省略可能とする。 ・ただし、仮復旧舗装の状態を引渡しを行う場合は省略できない。 仮復旧舗装については現場密度の測定を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。	
		温度測定(初転圧前) (初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
		外観検査(混合物)	目視		随時		
その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-84	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回		

<農政独自>



ため池の密度管理、管水路工の現場密度管理について、現行の記載内容だけでは分かりづらいことから、今回別紙1、2、3を

図1 堤体工における盛土の密度管理イメージ
＜上流側＞

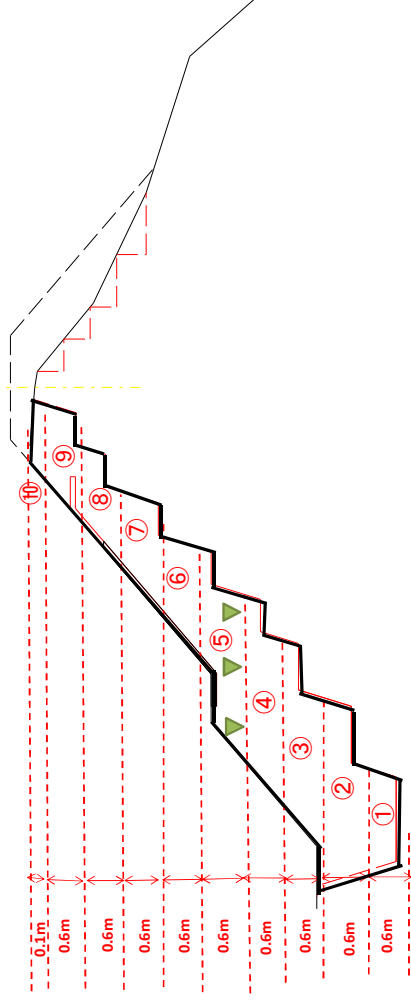
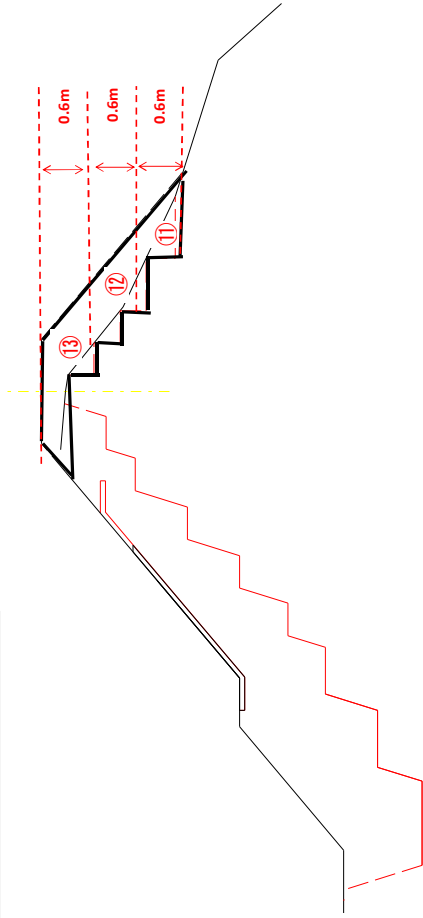


図2 堤体工における盛土の密度管理イメージ
＜下流側＞



＜留意事項＞

1) 試験は原則、盛土高60cmに達する毎に実施とするが、施工の都合上、盛土高60cm未満の部分で実施することは妨げないものとする。

2) 設計上、堤頂部で盛土高が60cm未満となる部分が出た場合は、監督員と協議の上、測定の省略が出来るものとする。
※例⑩の測定位置

3) 1試験は横断方向に3点実施し平均値とする。

※盛土高60cmにつき1試験(3点)の密度試験の実施箇所例(图中④)の密度管理を例として示す。)



※横断幅が狭く横断方向で3点の試験が出来ない場合は千鳥配置又はため池軸方向で3点実施する。(ため池上部から見た図により密度試験実施箇所を示す。)

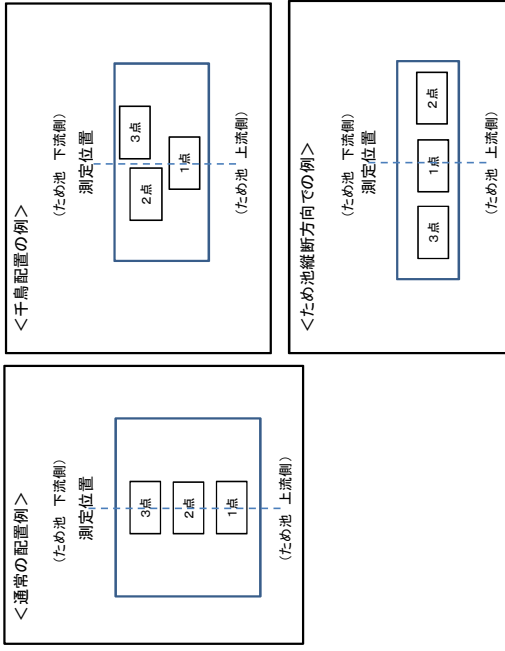


図4 底層工における盛土の密度管理イメージ 縦断面

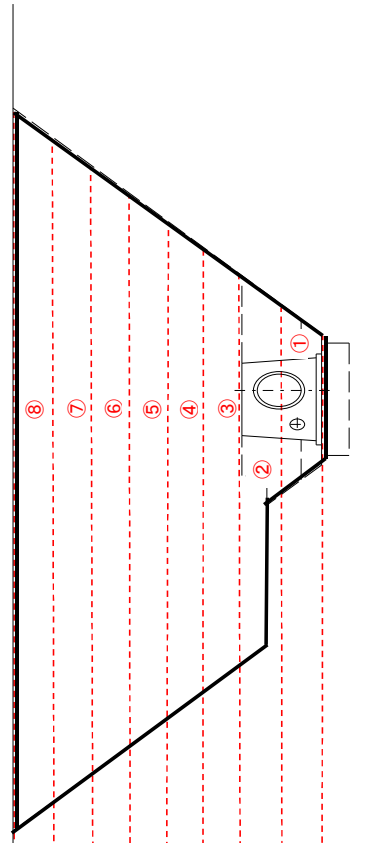
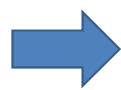
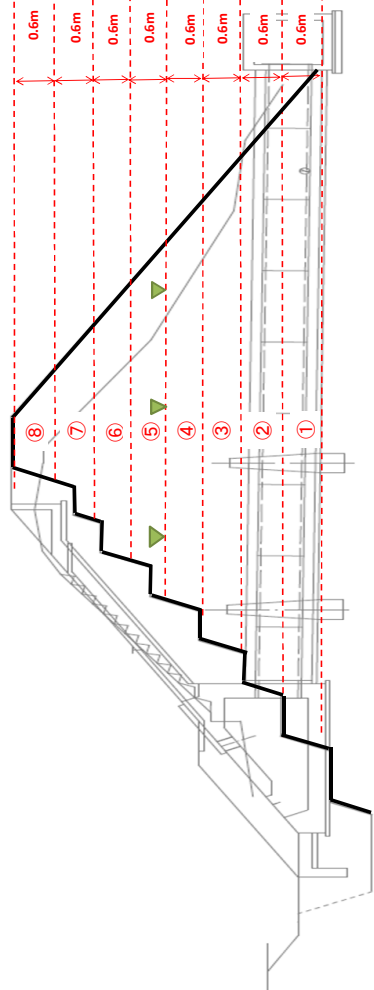


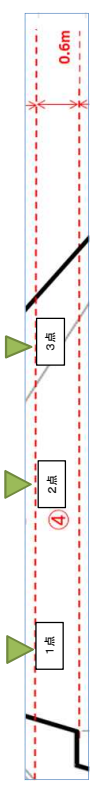
図3 底層工における盛土の密度管理イメージ 横断面



<留意事項>

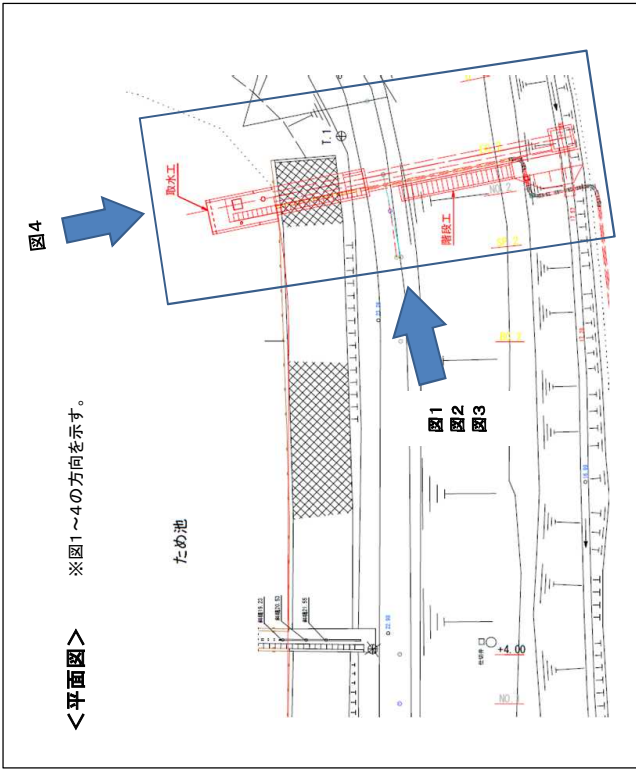
- 1) 試験は原則、盛土高60cmに達する毎に実施とするが、施工の都合上、盛土高60cm未満の部分で実施することは妨げないものとする。
- 2) 設計上、堤頂部で盛土高が60cm未満となる部分が出た場合は、監督員と協議の上、測定の手当が出来るものとする。
- 3) 横断幅が狭く横断方向で3点試験が出来ない場合は、千鳥配置又はため池軸方向で3点実施する。

※盛土高60cmにつき1試験(3点平均)の密度試験の実施箇所例 (図中④の密度管理を例として示す。)



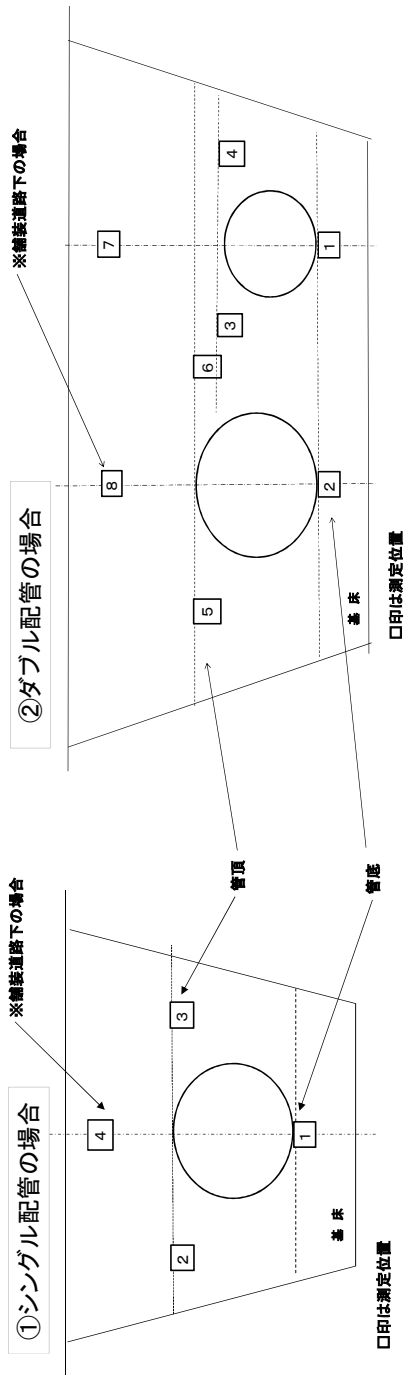
<平面図>

※図1～4の方向を示す。



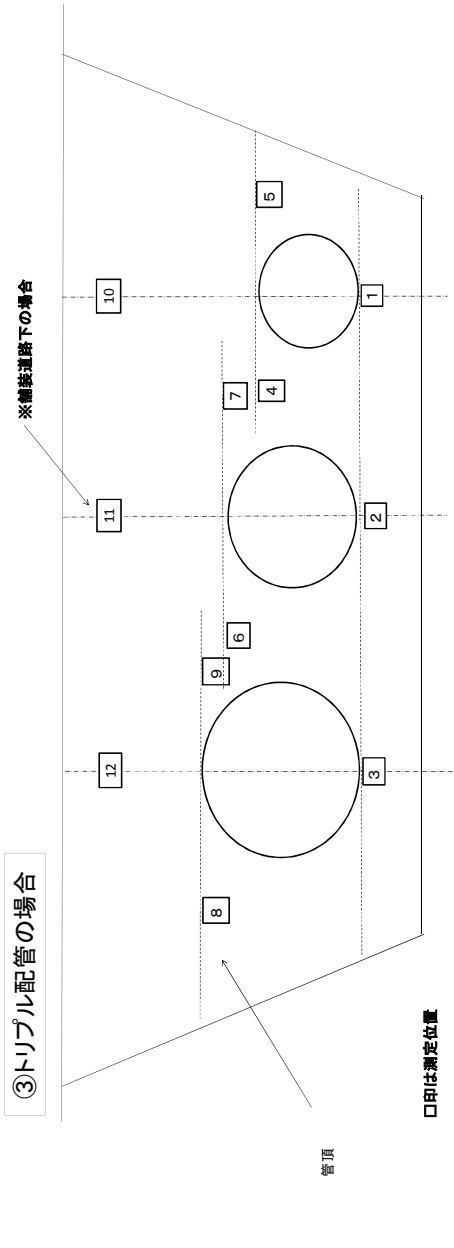
管水路工 現場密度測定箇所 (案)

別紙3



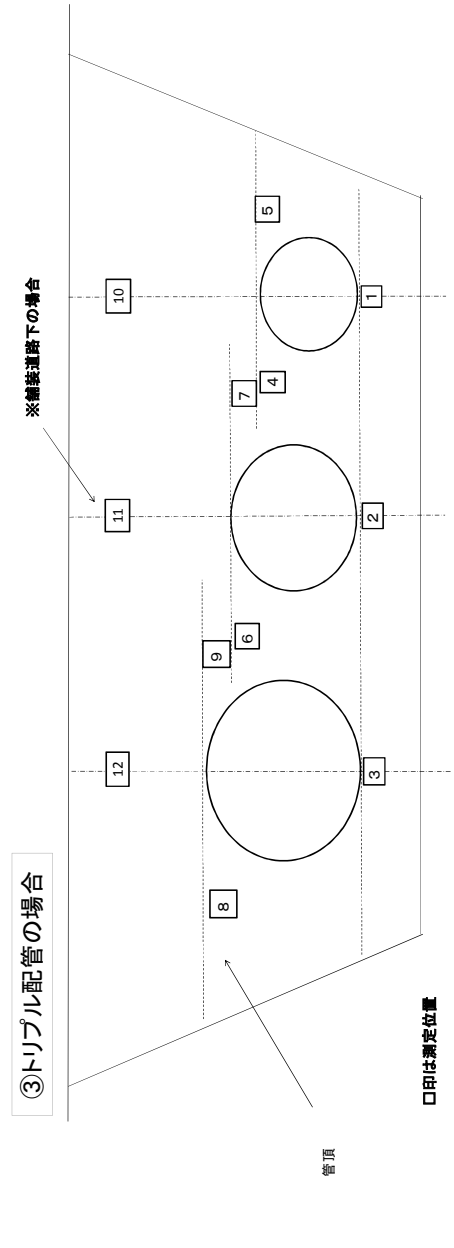
②ダブル配管の場合 千鳥管理

1回目 : 1・3・4・7	←	1回目、2回目の繰り返し。
2回目 : 2・5・6・8		※1回目、2回目で測定箇所を変える(千鳥管理)



③トリプル配管の場合 千鳥管理

1回目 : 1・4・5・10	←	3回目まで終わったら1回目の管理箇所に戻る。
2回目 : 2・6・7・11		
3回目 : 3・8・9・12		
...		※1~3回目で測定箇所を変える(千鳥管理)



【管理点が2回となる場合】

③トリプル配管の場合

1回目 : 3・8・9・12
2回目 : 1・4・5・10

※土質試験センターに確認したところ、密度試験を行う場合、幅50cm以上ないと試験を行えないとのこと。
 このことを踏まえ、管間部の密度箇所については管頂部での測定とします。